


所管部課	市民部 産業振興課	部長	村上 敏彰	
件名	東大和市特例小口零細企業資金融資要綱の一部を改正する訓令について			
	区分	1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条 例 規 則 部 課 機 関			
<p>1. 要 旨</p> <p>「中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律」の施行(平成30年4月1日付)に伴い、東大和市特例小口零細企業資金融資要綱の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正点：</p> <p style="padding-left: 40px;">中小企業信用保険法の一部改正に伴い、特例小口保険の付保限度額が1, 250万円から2, 000万円に引き上げられることから、当市要綱の該当部分を1, 250万円から2, 000万円に改正するものである。</p> <p>(2) 施行日：平成30年4月1日</p> <p>(2) 影響及び効果：信用保険法の改正に併せて、市も要件である保証協会残高の金額を変更することにより、事業者の融資活用の促進を図るものである。</p>				
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p style="padding-left: 40px;">要綱の案文については、文書課において審査済み</p>				
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>				
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p style="padding-left: 40px;">庁議終了後、速やかに制定手続きを進めたい。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。